(2) Classification of the products to be procured : 15, 29
(3) Nature and quantity of the services to be required : Telecommunication equipment maintenance, 1 set
(4) Service period : From 1 April, 2025 through 31 March, 2026
(5) Service place : As in the tender documentation
(6) Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
① not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
② be going to have Grade A, B or C on "offer of services (Various maintenance management of buildings, etc.)" in the Tokai-Hokuriku district, in terms of the qualification for・participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2025／2026／2027 as 1 of April, 2025
③ not be under suspension of nomination by Director-General of Hokuriku Regional Development Bureau from Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification to Bid Opening
④ acquire the electronic certificate in case of using the Electronic Procurement System
https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/
⑤ not be the Business Operators that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned
⑥ obtained a bid manual from the person of ordering directly :
・Person who received tender explanation form from the Electronic Procurement System
・Person who received from the orderer by CD—R or mail
⑦ be the person who proved that he has a good record of performance of business similar to this business
⑧ other details, by the tender documentation
(7) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification : 12 : 00　7 February, 2025
(8) Time-limit for tender : 17 : 00　4 March, 2025
(9) Contact point for the notice : General Affairs Division, Kurobe Office Of River, Hokuriku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and Tourism, 173 Tenjinshin, Kurobe-shi, Toyama-ken, 938—0042, Japan TEL 0765—52—4659 ex. 210

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和７年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。
令和７年１月８日
分任支出負担行為担当官　北陸地方整備局
立山砂防事務所長　石田　孝司
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　16
1　調達内容
(1) 品目分類番号　15、29
(2) 調達件名及び数量　令和７年度立山砂防事務所電気通信施設保守業務　一式（電子入札対象案件）
(3) 調達件名の仕様等　入札説明書及び特記仕様書による。
(4) 履行期間　令和７年４月１日から令和８年３月31日まで
(5) 履行場所　入札説明書及び特記仕様書による。
(6) 入札方法　落札者の決定は、総合評価の方式をもって行うので、総合評価のための性能、機能、技術等に関する書類（以下「総合評価の性能等に関する書類」という。）を提出すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から、当該金額に係る消費税及び地方消費税に相当する額を減じた金額を入札書に記載すること。
入札回数は原則２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の２の規定に基づく随意契約には、移行しない。
(7) 電子調達システムの利用
① 本案件は、入札及び入札書類データ（総合評価の性能等に関する書類を含む。以下「申請書等」という。）の提出を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムの環境設定については、３(3)②のＵＲＬより行うこと。また、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。
② 電子調達システムで使用できる電子証明書（ＩＣカード又はファイル形式）は、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）に記載されている者又は入札・見積権限について期間委任若しくは都度委任を受けた者の電子証明書に限る。
2　競争参加資格
(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2) 令和７・８・９年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされた東海・北陸地域の競争参加資格の認定が令和７年４月１日になされる予定の者のうち、「建物管理等各種保守管理」を営業品目としている者であること。
また、有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。
① 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）
② 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類の写し
③ 上記②に伴う競争参加資格審査申請書変更届
(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（競争参加資格に関する公示に基づき(2)の競争参加資格を継続するために必要な手続きを行った者を除く。）
(4) 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
(5) 電子調達システムによる場合は、電子証明書を取得していること。
(6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
(7) 入札説明書の交付を直接受けた者であること。
※交付を直接受けた者とは、以下のとおりとする。
・電子調達システムから交付を受けた者
・当局からＣＤ—Ｒ等の記録媒体または郵送により交付を受けた者
(8) 平成22年度以降に、下記(ｱ)に示す機関等が発注した、下記(ｲ)に示す設備に係わる保守又は点検業務において、受注者として業務を完了（令和７年３月31日までに完了見込みを含む）し、その履行実績を証明した者であること。
なお、履行実績は、建設業法上の建設工事のうち、「電気工事」又は「電気通信工事」の施工実績並びに据付調整を含む製造契約の契約実績も認めるものとする。
(ｱ) 発注機関等は次のいずれかに該当する機関等とする。
・国の機関（事業団、特殊会社及び独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人を含む）
・地方公共団体又は公共機関（災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関、第六号に規定する指定地方公共機関）